

一般社団法人 職業教育研究開発推進機構

会員及び賛助会員の入会金及び会費規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人職業教育研究開発推進機構（以下、「本会」という。）定款第34条第36条の規定に基づき、本会の会員及び賛助会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の入会金は、次に掲げるものとする。なお、退会する場合の入会金の返還は行わないものとする。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 会員 | ¥2,000- |
| (2) 賛助会員・個人 | ¥5,000- |
| (3) 賛助会員・法人及び団体 | ¥10,000- |

(年会費)

第3条 本会の年会費は、次に掲げるものとする。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 会員 | ¥5,000- |
| (2) 賛助会員・個人 | ¥10,000-／一口 |
| (3) 賛助会員・法人及び団体 | ¥30,000-／一口 |
| (4) 年度途中時の年会費 | |

1年度の単位は4月～翌年3月とする。10月以後入会者は本規程第3条（1）より¥2,000-引きとする。

(納付)

第4条 毎年の会費は、5月までに1年分を納付するものとする。なお、退会する場合の返還は行わない。

(変更)

第5条 この規定は、定款第26条により、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規則は、令和3年10月30日から施行する。(令和3年10月30日理事会決議)

この規則は、令和5年5月21日から施行する。(令和5年5月21日理事会決議)